

相談支援事業所 各位

三股町福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言等を踏まえた相談支援事業  
所における対応等について（依頼）

日頃より本町の障害福祉施策の推進につきまして、格段の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 2 年 4 月 7 日に厚労省より「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」及び「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」が発出され、4 月 16 日に国から緊急事態宣言が発令されました。

つきましては、下記の点に留意のうえ、対応をお願いします。

#### 記

- 1 計画相談支援における「サービス等利用計画」「モニタリング」作成に際し、利用者等に対し丁寧な説明を行ったうえで、面談以外の方法で行うことを可能とし、同意・署名については電話での確認で差し支えないものとします。
- 2 「サービス等利用計画」「モニタリング」を上記 1 の方法で行った際は、電話で確認を行ったことがわかるよう記載してください。
- 3 継続した支援が必要な利用者に対し、代替サービスの検討を行い、サービス提供事業所と連携しつつ、適切なサービス提供を確保してください。ただし、利用者や保護者の状態から代替サービスが不適切な場合は十分な感染拡大対策を検討し、通所の利用をおこなってください。  
特に、医療的ケア者（児）の対応については、基礎疾患を有し重症化する恐れが高いことから、令和 2 年 4 月 3 日厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その 2）」を参照し対応をお願いいたします。
- 4 やむを得ず訪問する際は、手洗いの励行、手や指の消毒、マスクの着用等により感染防止に万全の対策を採るようお願いします。

## 関連通知

- ・令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡  
「[社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）](#)」
- ・令和2年4月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡  
「[新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その2）](#)」
- ・令和2年2月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡  
「[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について](#)」

文書取扱  
三股町福祉課  
社会福祉係  
電話 52-9061